第２回　砂川市小中一貫教育推進委員会 次第

日　時　令和３年１０月２０日（水）　18:00～
場　所　砂川市役所　２階大会議室

１．開　　会

２．挨　　拶　　推進委員会会長

３．協議事項

・推進マニュアルについて

・学年の区切りについて

４．そ の 他

５．閉　　会

学 年 の 区 切 り

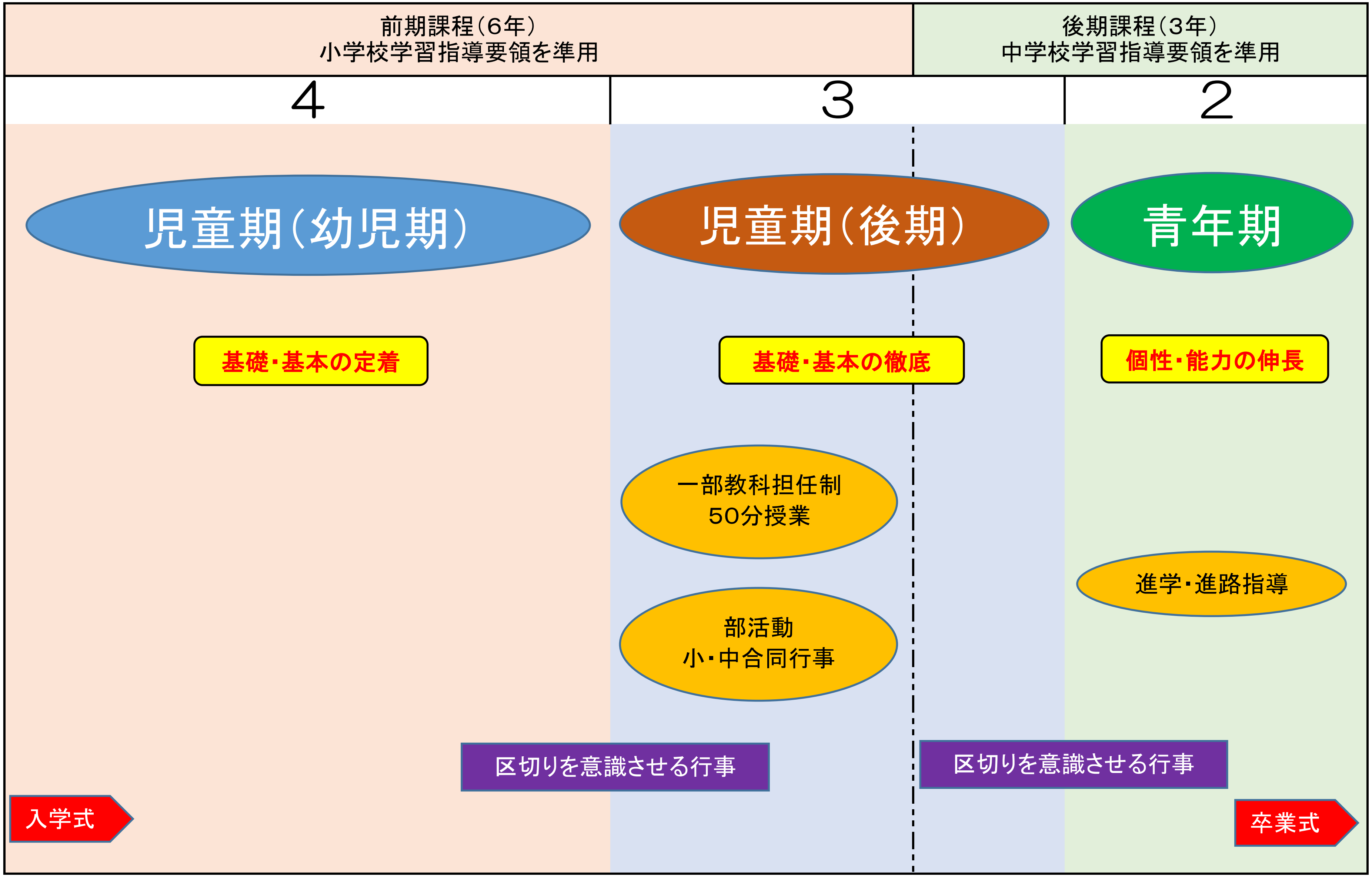
前期課程（6年）
小学校学習指導要領を準用
後期課程（3年）
中学校学習指導要領を準用
4
3
2
児童期（幼児期）
児童期（後期）
青年期
基礎・基本の定着
基礎・基本の徹底
個性・能力の伸長
一部教科担任制
50分授業
進学・進路指導
部活動
小・中合同行事
区切りを意識させる行事
区切りを意識させる行事
入学式
卒業式

子供たちの豊かな心と学ぶ力を育む
義務教育学校を目指して

（令和３年 10 月　Ver.１）

砂川市教育委員会

Ⅰ　小中一貫教育が求められる背景

１　時代の変化に伴う学校と地域の連携、協働の在り方

道内の先進的な取組事例から、小中一貫教育は、地域との連携、協働と併せて推進すれば一層効果的であることが明らかになっています。

（１）学校と地域の連携、協働の必要性

現在、都市化や過疎化の進行、家庭形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化が進む中、「地域の学校」「地域で育てる子ども」という考え方の重要性が、今、改めて見直されています。子どもの健やかな成長のためには、学校だけではなく、家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することが不可欠です。

（２）これからの学校と地域の連携、協働

学校と地域の連携、協働の目指すべき姿の一つは、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもを育む「地域とともにある学校」への転換です。社会総掛かりでの教育を実現する上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。これからの公立小・中学校は、「開かれた学校」から一歩踏み出し、地域で育てる子ども像を地域住民と共有する取組を推進していくことが大切です。

もう一つは、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校・家庭・地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合う教育体制」の構築です。地域が学校や家庭と共に教育の担い手となるためには、地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子どもの学びを支援する環境を整え、子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合うことが大切です。地域における学校との協働活動に参画する住民一人一人が学び合う場をつくり、子どもの教育や地域の課題解決に関して共に学び続けていくことは、生涯学習社会の実現のためにも大切です。

２　「中１ギャップ」と呼ばれる現象

中１ギャップとは、児童が小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす現象です。都道府県や民間研究所の調査では、中学生になると、「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、肯定的回答をする生徒の割合が大きく下がる傾向にあります。また、「上手な勉強の仕方がわからない」「やる気がおきない」「勉強が計画通り進まない」と回答する生徒が大幅に増加するとともに、「毎日こつこつ勉強する」「勉強に自信がある」と回答する生徒が大幅に減少する傾向があります。さらに、「勉強する内容が急に難しくなった」「勉強の量が増えて戸惑った」「授業のペースが速くてついていけなかった」と感じる生徒が多く存在することも明らかになっています。一般に「中１ギャップ」は、生徒指導上の課題に関して論じられることが多いですが、学習指導面に関する課題も生じています。

砂川市においても、中学校進学に伴う学習環境の変化や人間関係の多様化により、生徒がとまどいや不安を感じ、学校生活に適応できないケースがみられます。

これらのことから、小学校６年生と中学校１年生の間の接続を円滑にする取組だけではなく、義務教育９年間全体で学びを連続させる取組を充実させていくことが大切であると考えます。

３　小中学校段階の主な差異

中１ギャップの大きな要因としては、小学校の教育活動と中学校の教育活動の間に、学校の文化として積み上げられてきた大きな違いがあることが指摘されています。主なものとして、次のようなものがあると言われています。

① 指導体制の違い
　小学校：学級担任制
　中学校：教科担任制

② 指導方法の違い
　小学校：日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導
　中学校：比較的抽象度の高い内容を含めた指導

③ 家庭学習の違い
　小学校：教科間での宿題の調整がなされやすい
　中学校：教科間での宿題の調整がなされないことが多い
　部活動その他で時間が制限される

④ 評価方法の違い
　小学校：単元末テストが実施される
　中学校：定期試験が実施され、小学校よりもテストに向けた計画的な学習が必要となる

⑤ 生徒指導の手法の違い
　中学校では、小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向

⑥ 部活動の有無
　中学校からの部活動により、放課後や休日の活動を行う機会が増える
　先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある

＜小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（文部科学省 平成28 年12 月26 日）＞を参考

Ⅱ　小中一貫教育とは

１　小中一貫教育のとらえ

小中一貫教育とは、次のような教育です。

小学校及び中学校が、同じ教育目標のもと、目指す児童生徒像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成し、協働した組織のもと行う系統的な教育

「小学校及び中学校が、同じ教育目標のもと、目指す児童生徒像を共有し」とは、小・中学校が義務教育９年間をひとまとまりとしてとらえた同じ教育目標のもと、小・中学校におけるそれぞれの発達段階に応じた目指す児童生徒像を、教職員、保護者、地域の方で共有することです。

「９年間を通じた教育課程を編成し」とは、校種間の円滑な接続や連携を意識し、小学校１年生から中学校３年生までの系統性を整理した、９年間一貫した系統的な教育課程を編成することです。

「協働した組織のもと行う系統的な教育」とは、小中一貫教育を推進する組織のもと、教職員が義務教育９年間の教育活動を理解し、児童生徒のそれぞれの発達段階に応じた指導を

行う教育です。

2　小中一貫教育の目的

小中一貫教育の目的は、一般的に「中１ギャップの解消」が挙げられますが、児童生徒の「学ぶ意欲の向上」「チャレンジ精神や自尊感情の高揚」があります。また、地域との連携、協働の中で、教師の児童理解・生徒理解を深めたり、教師の授業観・指導観を一致させたりすることで、義務教育９年間の系統性を確保した教育活動が期待できます。このことにより、学校における様々な課題をよりよく解決していくことができ、本市が目指す教育の基本理念と教育目標を実現することにつながります。

【砂川市が目指す教育の基本理念】

豊かな心と　学ぶ力を育むまち

【砂川市の教育目標】

「知」

よりよく考え　未来を生きる力を　共に　学び続ける人

「徳」

豊かな心をもち　共に　思いやる人

「文化スポーツ」

文化やスポーツ・レクリエーションを楽しみ　共に　健やかな成長を目指す人

「郷土」

すながわを誇りに思い　共に　地域を支え輝く人

3　小中一貫教育の制度化

これまで10年以上にわたって、小中一貫教育に関する取組が自治体や学校で行われ、成果が報告されています。正式に小中一貫教育が学校制度として位置付けられるに当たって、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の２つの形態が示されました。義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置が可能とされています。

とりわけ、義務教育学校の特色の主なものとして、次のようなものがあると言われています。

○　一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育９年間の学校教育目標を設定し、９年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校です。

○　前期６年と後期３年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。

○　９年間の教育課程において「４－３－２」「５－４」など、児童生徒の実態に応じた柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。施設一体型だけでなく、施設隣接型や施設分離型として設置することが可能です。

義務教育学校に移行するメリットとしては、「教職員組織を一体的にマネジメントしやすくなる」「小学校・中学校の兼務発令が不要になる」「教育課程の編成や年間指導計画の作成な

どを教職員が一体となって取り組みやすくなる」「１人の校長がリーダーシップを発揮することができる」「教育課程特例校制度の活用のための申請や文部科学大臣の指定が不要である」などがあります。

Ⅲ　小中一貫教育実施のポイント

小中一貫教育実施のポイントを、「推進組織づくり」「目指す児童生徒像の共有」「教職員の連携」「児童生徒の交流」「９年間を見通した教育課程」「家庭・地域との連携、協働」の６つにまとめました。

１　推進組織づくり

（１）推進委員会の設置

○小中一貫教育推進委員会の設置

ねらい	小中一貫教育を導入するための準備を行う
構成員	小学校長・中学校長、小学校教頭・中学校教頭、教育委員会担当者 等
機能や検討内容	○　適正配置基本計画に基づき、小中一貫教育に関する調査及び協議 ○　協議した内容を取りまとめ、教育委員会へ報告

※　推進委員会においては、学校間の総合調整を担う校長を定め、目指す児童生徒像・重点目標の設定、様々な取組を円滑に推進できる体制を整える。

（２）特別部会の設置

目指す子ども像の実現や重点目標の達成に向けて具体的な取組を企画し、実施します。具体的には「教育課程部会」「学力向上部会」「生徒指導部会」「交流連携推進部会」などの部会設置が考えられます。

教育課程部会	・９年間を見通したカリキュラムの作成	教務担当
学力向上部会	・学習規律の作成 ・家庭学習の習慣化を図るための取組	研修担当
体力向上部会	・新体力テストの結果交流 ・体力向上策等の検討	保健体育担当
児童・生徒部会	・児童会活動、生徒会活動の交流と連携	児童会・生徒会担当
生徒指導部会	・校則の検討 ・小・中学校の生徒指導に関する交流	生徒指導担当
交流部会	・小・小連携や小・中連携の検討	特別活動担当

（３）教科専門部会

各教科等における９年間を見通した年間指導計画等を検討し、作成します。

【部会】

国語部会、社会部会、算数・数学部会、理科部会、音楽部会、図工・美術部会、
保健体育部会、技術・家庭部会、外国語・英語部会、道徳部会
特別支援部会、学校保健部会、学校事務部会

２　目指す児童生徒像の共有

学校として達成すべき目標や目指す姿のもと、中学校区内の保護者や地域住民の願いを踏まえ、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、「目指す児童生徒像」を設定します。また、各学校段階や学年段階の区切りごとに児童生徒像を設定

し、学校と保護者、地域住民の役割分担を行いながら、各段階で責任をもった取組を強化していきます。

（１）児童生徒の実態の把握・分析

中学校区の「目指す児童生徒像」を設定するためには、校区の児童生徒の実態把握・分析が必要です。また、次に示すような調査等の小・中学校の結果から中学校区の系統的な課題を分析して、９年間を見通した指導の重点項目を設定することも大切です。

○全国学力・学習状況調査（学校質問紙、児童生徒質問紙）
○標準学力検査（NRT）
○児童生徒アンケート調査
○保護者アンケート調査　等

（２）「目指す児童生徒像」の設定と共有

①設定の方法

直面している課題等、前年度の児童生徒の状況、各校の教育目標や教育課題、経営課題等を考慮し、推進委員会において、「目指す児童生徒像」を設定します。

②共有の方法

年度当初、砂教研総会や小・中学校合同研修会等を開催し、設定された「目指す児童生徒像」を中学校区の全教職員で共有し、各小・中学校の経営方針等に共通して位置付けます。

また、各校においても、目指す児童生徒像の達成に向けて教育活動を具現化していくことが大切です。

③検証

「目指す児童生徒像」の具現化については、中長期的（３年～９年程度）な見通しにより同一児童生徒の変容をみて取組の効果を検証することが望まれます。その際、効果的でない取組については、改善を図ることが必要です。

３　教職員の連携

小中一貫教育の取組を推進する上で重要なのが、小・中学校の教職員の連携です。特に、合同研修会等において情報提供を受けたり、相互の授業参観により高め合ったりすることで、よりよい連携が生まれます。また、相互乗り入れ指導を行うことによって、教職員同士のつながりが強くなり、情報交換が活発に行われ、児童生徒理解が深まり、学習指導・生徒指導の改善につながりやすくなります。例えば、次のような連携した取組が考えられます。

（１）小中合同研修会

目的	・児童生徒の実態・課題、目指す児童生徒像、重点目標の共有化。 ・児童生徒の学習や生活、交流活動の様子等から検討した課題や取組の改善策の共有。
留意点	・小・中学校の教職員が互いを理解することに心がける。 ・教職員の負担増にならないように、新たに研修会を設定するのではなく、校内研修の時間等を有効に活用し、計画的に行うようにする。 ・研修会のまとめにおいて、今後の取組について確認する。

実施内容等	・小中一貫教育推進に向けた学力指導・生徒指導の取組について ・小・中学校共通で取り組む学習規律について ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた小・中学校での系統的な取組につ

（２）小中合同授業研究

目的	・小・中学校それぞれの指導方法の違いやよさを共通認識する。 ・各教科等の系統性を確認し、９年間を見通した学習指導について共通理解する。
留意点	・小・中学校の指導方法の違いやそれぞれのよさ、児童生徒の学習や生活の状況を共通理解するようにし、９年間を見通した学習指導について検討する。 ・教職員の負担増にならないように、新たに研修会を設定するのではなく、校内研修の時間等を有効に活用し計画的に行うようにする。
実施内容等	・小・中学校教員の指導方法について ・児童生徒の学び方について ・授業に係る環境構成について
実施方法等	・各校が実施する授業研究会や授業参観日の授業を互いに参観し、観察記録用紙に気付いたことや感想を記入し渡す。 ・小・中学校が交互に合同授業研究会を実施し、研究協議会においては、小・中学校の教員が小グループで協議する。 ・小・中学校の教員が小・中の系統性を考慮して合同で指導案を作成し、授業研究会を実施する。研究協議会においては、小・中学校の教員が小グループで協議する。

（３）乗り入れ授業

目的	・児童生徒の学習への興味・関心を高めるとともに、中学校への進学に対する児童の不安を軽減する。 ・指導内容や児童生徒の実態、校内や教室の環境整備等について、小・中の教員が相互に理解を深め、授業改善に生かす。
留意点	・小･中学校教員が互いの教育課程を理解した上で、教科の系統性を確認しておく。 ・指導の在り方、役割分担等について、あらかじめ検討しておく。 ・教務担当、小中一貫教育担当者、学年主任等の連携、協働により、指導計画上に位置付けて計画的に実施する。 ・連絡は電子メールやＦＡＸ等を活用するなどして、教員の負担軽減を図る。 ・中学校教員の乗り入れ指導が多くなる傾向があるが、小学校と中学校の教員が相互に補いながら取組を進めることが大切である。例えば、小学校教員が、中学校段階でつまずきのある生徒に補充的な指導を行ったり、学習相談に乗ったりすることが考えられる。

実施方法等	・小学校教員が中学校において免許教科の授業を行ったり、中学校教科担任とＴＴで授業を行ったりする。 ・中学校教員が小学校において免許教科の授業を行ったり、小学校担任とＴＴで授業を行ったりする。 ※実施のための工夫として、小・中学校の一部の授業開始時刻をそろえることが考えられる。

４　児童生徒の交流

児童と生徒の交流は、他者を思いやる心をより育むことが期待できます。さらに、小学校高学年の児童にとっては、中学校進学への不安を軽減するとともに憧れの気持ちをもつことにもつながります。

（１）学校行事等における児童生徒の交流例

・児童生徒が共に参加する合同の花植え運動を実施する。
・小学校において、中学生の職場体験を実施する。
・小学校における学習会で、中学生ボランティアによる学習支援を実施する。
・小学校同士の運動会や学習発表会、宿泊行事等の学校行事を共同実施する。

（２）部活動における児童生徒の交流例

・中学校入学説明会において部活動体験（見学を含む）を実施する。
・小学校のクラブ活動で中学生との合同練習を実施する。

（３）交流の際の留意点

行事等を合同で行う際は、どのような配慮が必要かをしっかりと検討することが大切。

５　９年間を見通した教育課程

小中一貫教育の中核となるのは、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。義務教育９年間を見通した学校の教育目標（目指す児童生徒像）をできる限り具体的に設定した上で、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施します。その際、９年間の系統性・連続性を重視して、取組を評価・改善することが大切です。また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討します。

（１）学年段階の区切りの柔軟な設定

児童生徒の発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際して児童が体験する段差の緩和を図る観点から、４－３－２や５－４など、小・中学校９年間における学年段階の区切りを柔軟に設定する取組があります。区切りを設定する際には、その意義や根拠を明確にすることが大切です。

①区切りを柔軟に設定する意義

ア　小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を設けることにより、いわゆる「中１ギャップ」を緩和することができる。

イ　区切りごとに、育成を目指す資質・能力、指導上の重点、具体的な目標等を定めることにより、学年完結型となりがちな教職員の意識改革を促し、中学校卒業時点をイメージした取組を強化することができる。

ウ　小学校段階と中学校段階にまたがる区切りを設けることにより、小・中学校の教員が協働した教育活動の活性化や、小・中学校相互のよさを学び合うことができる。

区切りの設定は、目の前の児童生徒の課題を踏まえて、それらを解消する観点から指導上の重点を定めて取組を徹底したり、小学校段階と中学校段階の間に意図的な移行期間を設け、円滑な接続に向けた取組を強化したりするためのものです。

②区切りを設定する根拠

教職員間や学校・家庭・地域の間で問題意識を共有し、取組を充実させるためには、一定の根拠をもって設定することが大切です。

ア　６―３制導入当時と比べ、身体的発達や思春期の到来が２年程度早期化したり、自己肯定感や自尊感情の低下が見られたりし、小学校高学年の児童は中学校の生徒に近い発達の様相を示すようになっていること。

イ　中学校に進んだ後に顕在化する不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動等もその兆しは小学校高学年で生じているケースが多いこと。

ウ　発達心理学等の見地から、小学校中学年までは具体物を用いた思考を中心とする一方、小学校高学年は具体物を用いた思考と抽象的・論理的な思考が混在しており、学習内容が高度になり、量も増えてくること。

エ　小学校中学年において学習につまずく児童が多く、それらの児童がその後、学力が伸び悩む場合があり、小学校中学年までに、学習規律や生活規律、家庭学習の習慣を含めた望ましい生活習慣の定着を図る必要があること。

オ　小学校段階と中学校段階の橋渡しをするために意図的に移行期間を設ける必要があり、小・中学校段階が融合した指導を行うための仕組みが必要であること。

③区切りの設定に関する留意事項

区切りの設定については、次のような点に留意することが大切です。

ア　取組のねらいや具体的な内容、取組の徹底の度合いなどへの留意

区切りに沿って機械的に教育活動を整理するのではなく、「小学校段階と中学校段階の間の段差が適切かどうか」という視点のもと、児童生徒の実態を踏まえた上で「必要な段差」と「不必要な段差」を精査したり、段差の総量を調節したりする（中学校１年生で初めて出会う事柄の数を減らし、他学年に分散させる）ことが大切です。

イ　施設形態による制約要因への留意

例えば、全国的には４－３－２に取り組む学校が多いですが、中間段階である「３」の段階で乗り入れ指導を充実させる場合、施設分離型で校舎間の距離が長い場合は、移動に伴う教職員の負担が大きくなります。

学年段階の区切りの設定は、教育活動の質を高めていくための「手段」であって「目的」ではありません。

なお、こうした区切りの設定は、６－３の学校教育制度を一定程度前提とした上で、指導上の重点を設けるために行うものであり、どのような区切りの設定が望ましいかは一概には言えません。そのため、各教育委員会、各校において、児童生徒や地域の実態、保護者のニーズ、教職員配置及び施設設備の状況や見通し等を総合的に勘案しながら導入を検討する必要があります。

（２）編成上の留意点

①教育課程全体に関わること

・「重点目標」の達成を目指した系統性のある学習にすること
・ 発達の段階を意識し、学習のねらいを明確にすること
・ 小・中学校が相互に指導目標や学習内容を理解しておくこと

②学習内容をつなぐ

・配慮事項（学習内容・活動の重複やレベルの逆転等）
・重点や軽減を図る内容（配当時数の増減等）
・系統表の工夫（学習内容、育てたい力、授業改善のポイント等）

③指導方法をつなぐ

・単元（題材）の導入の工夫
・指導方法の共有（「めあて」づくり、発問、協働活動、板書、ノート指導等）
・個別指導の方法や家庭学習の習慣化

④学習規律や生活規律をつなぐ

・授業前後のルール（教室移動、着替え、机上の準備、忘れ物の申告、挨拶等）
・授業中（姿勢、話の聴き方、挙手の方法、発表の仕方等）
・教室環境整備（掲示物の内容・掲示場所、掃除の方法、靴箱の使い方、傘の立て方等）

⑤評価の内容・方法をつなぐ

・評価の観点、評価規準の共通理解
・評価方法等の共有

【中学校区内の小・小連携が大切】

１つの中学校に複数の小学校が接続する場合は、小・中学校の連携とともに小学校同士の連携が大切です。指導方法、学習規律や生活規律は小学校によって異なることが考えられます。それらを中学校につなぐ前に、小学校同士でそろえて指導していくことが大切です。このため、中学校の役割が重要となります。

具体的には、学習規律や生活規律などの資料を持ち寄って共通点や相違点を整理することから始めるとよいでしょう。また、学校行事を小学校が連携して共同実施することによって、小学校教員同士の協働作業を円滑に進めることができます。

（３）９年間を見通した小中一貫教育カリキュラムや小中一貫教科等の必要性・重要性

小中一貫教育の充実を図るためには、小・中学校を一貫した共通のカリキュラムが必要になります。この小中一貫教育カリキュラムによって、小・中学校の教員が授業改善に取り組む中で、目指す児童生徒像に向けた指導の内容や方向性を一貫させることができます。

同様の趣旨で教育課程の特例を活用して、小中一貫した教科等を設置する取組も可能です。具体的には主に次のように類型化されます。

・総合的な学習の時間、教科等の時数を削減し、学校や地域の特性を生かした新しい教科等（例えば、「ふるさと学習」「コミュニケーション学習」など）を設置するもの
・指導内容を小・中学校間、学年間で入れ替えたり移行したりするもの

６　家庭・地域との連携、協働

小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域の方々の思いを丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切です。例えば、学校運営協議会や学校支援組織との定期的な会合等を通じて、地域の方々と教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、具体的な目標を設定することが考えられます。そうすることで、目標の実現に向けて保護者や地域の方々と協働して取り組みやすくなることが期待できます。基本的生活習慣や家庭学習の習慣の確立など家庭の役割が大きい目標については、保護者と共に議論する必要があります。場合によっては、学校と保護者が協働して目標を設定していくといった工夫も考えられます。地域の方々や保護者との議論を積み上げ、学校の役割、家庭の役割、地域の役割を明確にし、協働体制を築くことが、よりよい学校づくりにつながります。

（１）地域とともにある小中一貫教育の推進

例えば、コミュニティ・スクールを基盤に小中一貫教育を推進していくことで、９年間継続して地域からの支援を受けることが期待できます。

（２）家庭・地域の理解・協力を得る

・小中一貫教育の意義や取組状況・成果について、きめ細かに情報発信する。
・中学校区の学校が、小中一貫教育に係る通信を家庭・地域に配布する。
・教育委員会担当者が、小・中学校での家庭教育講座等で説明を行う。
・中学校区の学校が、研究発表会等への地域住民の参加を呼びかける。
・中学校区の学校が、ＰＴＡ代表や自治会長等に推進状況を説明し、小中一貫教育に関する意見交換ができる場を設定する。
・学校の役割、家庭の役割、地域の役割を明確にし、保護者や地域の方が学校の教育活動に参加するのではなく、協働で取り組んでいくことを確認する場を設定する。

（３）家庭・地域との連携、協働を深める

・すでに実施している中学校の奉仕活動に小学生や保護者の参加を募集する。
・地域の行事等において、小・中学生が活躍できる場（役割）を設定する。
・小・中学生と家庭・地域が連携、協働した奉仕活動を実施する。

砂川市小中一貫教育　年次推進計画(案)

■:市教委　●:学校　▲:市教委+学校　★:その他

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	７校	７校	中学校統合　６校	６校	６校	義務教育学校　１校
年次計画	小中連携期 中学校統合準備期		中学校統合初年度 義務教育学校　準備期	小学校教科書改訂	中学校教科書改訂	義務教育学校開校
建設		基本構想・基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	
各年次の重点	●これまで実施していた小小連携・小中連携の継続 ★義務教育学校を見通した小中一貫教育の計画の検討 ●中学校統合へ向けた学校レベルでの協議と具体的な交流事業等の実施●石山中閉校事業	■義務教育学校コンセプトの作成 ●統合に向けた小小連携と中一ギャップ軽減のための小中連携の実施（6年生対象）	■保護者、住民説明会の開催 ●義務教育学校に向けた小小連携 ●中一ギャップ軽減のための小中連携 ●統合中学校安定運営 ■研究指定校の指定	▲学校教育目標・校旗・校章・校歌等作成 ●小中一貫教育課程の編成 ●PTA規約、組織の検討	▲入学説明会の開催 ▲学校教育目標・校旗・校章・校歌等決定 ●小中一貫教育課程の編成 ●各学校閉校事業 ★各学校CS・PTA解散	▲義務教育学校開校事業 ●小中一貫教育スタート ★学校運営協議会発足 ★PTA発足
教育課程	・9年間で目指す子供像の共有 ・学年分けの決定 ・教科担任制の構想 ・小小連携事業 ・小中連携事業	・学校行事の基本構想完成 ・小小連携事業 ・小中連携事業	・教育課程作成に向けた、基本の型作り ・砂教研サークル部長による教育課程検討委員会の開催 ・学習の手引き作成 ・研究指定校の指定と研究の推進 ・相互乗り入れ指導の実施 ・小小連携事業 ・小中連携事業	・小中一貫教育課程作成(6～7割完成) ・研究指定校による研究の推進 ・学習の手引き完成 ・相互乗り入れ指導の実施 ・小小連携事業 ・小中連携事業	・小中一貫教育課程完成(砂教研サークル) ・研究指定校による研究のまとめ ・相互乗り入れ指導の実施 ・小小連携事業 ・小中連携事業	
生徒指導	・校則の検討 ・合同行事の検討	・校則の決定 ・部活動合同練習（1・2年生） ・合同行事の実施	・部活動体験（5年生） ・生活心得の作成 ・合同行事の実施	・部活動体験（5・6年生） ・生活心得の完成 ・合同行事の実施	・部活動体験（5・6年生） ・生活目標の設定 ・合同行事の実施	
特別支援	・個別の指導計画、個別の教育支援計画の様式の統一	・個別の指導計画、個別の教育支援計画の運用	前後期課程通級指導教室開設準備			通級指導教室開設
職員の資質向上		・小中連携強化に向けての校内研究体制づくり	・義務教育学校視察研修 ・小中連携強化に向けての校内研究推進	・義務教育学校視察研修 ・合同研修会の開催	・義務教育学校視察研修 ・合同研修会の開催	
人事・関係団体	●統廃合支援加配の活用	・統廃合加配の配置	・統廃合加配の配置	●義務教育学校開設加配 ・統廃合加配の配置	●統廃合支援加配or専科加配（小） ・学園制加配の配置	・学園制加配の配置

標準授業時数について

〇学校教育法施行規則の一部改正による（中学校は変更なし）　　〇下線は増加後の時数

小学校	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	–	–	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	–	–	90	105	105	105	405
生活	102	105	–	–	–	–	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	–	–	–	–	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
<u>外国語</u>	–	–	–	–	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>140</u>
特別の教科である道徳	34	35	35	35	35	35	209
外国語活動	–	–	<u>35</u>	<u>35</u>	–	–	<u>70</u>
総合的な学習の時間	–	–	70	70	70	70	280
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
合計	850	910	<u>980</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>5785</u>

※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

中学校	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科である道徳	35	35	35	105
総合的な学習の時間	50	70	70	190
特別活動	35	35	35	105
合計	1015	1015	1015	3045

※ この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。